

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、介護保険法および医療保険等の関係法令に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所(法人)の概要

法人名 株式会社マクアヒネ
代表者氏名 代表取締役 坪田 五奈美
所在地 〒221-0073
横浜市神奈川区白幡南町7番20号
電話番号 045-568-1912
FAX 番号 045-517-2409
設立年月日 平成27年1月23日

2. 訪問看護事業所の概要

(1) 事業所の概要：

事業所名 訪問看護 マナ
管理者氏名 坪田 五奈美
所在地 〒221-0015
横浜市神奈川区神之木町1-6 プラザ大口202
電話番号 045-568-1912
FAX 番号 045-517-2409
事業の種類 介護保険及び医療における訪問看護（予防訪問介護）
指定年月日 平成27年4月1日
指定事業所番号 1460290239

サービス提供地域 横浜市神奈川区、港北区、鶴見区

営業日及び営業時間 月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）
9：00～17：00（但し、緊急の場合には対応可）

(2) 事業所の職員体制：令和7年7月1日現在

管理者 常勤兼務1名
看護師 常勤兼務2名
常勤専従1名
非常勤専従6名

(職務内容)

- ① 管理者：看護師若しくは保健師
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事できるものとする。
- ② 看護職員：訪問看護計画書、介護予防看護計画書（以下、訪問看護計画書）及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 当法人が行っている他の介護事業

事業の種類	居宅介護支援事業所
事業所名	マナ ケアプラン
管理者氏名	坪田 五奈美
指定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
指定事業所番号	1470202589

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的：

訪問看護の必要を認めた利用者に対して、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針：

- ① 利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供にあたっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。

(3) 職員研修について：

当事業所は、訪問看護サービスの質の向上を図るため、職員に対し採用時研修および定期的な研修の機会を設け、専門知識および技術の向上に努めます。

- ・採用後1ヶ月以内の初任研修
- ・年4回の業務研修

4. 利用料金

(1) 利用料（契約書5条）

利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

(2) 料金表は別紙をご参照下さい。

(3) キャンセル料：訪問看護契約書第5条④に順じます。

(4) 料金の請求及びお支払い方法（契約書第5条）

利用料・その他費用の請求方法：毎月中旬頃に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。

(5) 利用の中止、変更、追加：

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

5. サービスの終了（契約書第6条）

ご契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより、1週間以上の予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師：

サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替（契約書第3条）：

① ご契約者からの交替の申し出：

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業所からの訪問看護師の交替：

事業所の都合により、訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合は、ご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項：

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更：

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師の禁止行為：

訪問看護師は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受

② ご契約者のご家族等に対するサービスの提供

③ 飲酒及び喫煙

④ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動
営利活動

⑤ その他契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(6) 訪問看護計画について：

当事業所は、主治医の指示に基づき、利用者の心身の状況、生活環境および希望を踏まえた訪問看護計画を作成し、計画的に訪問看護サービスを提供します。訪問看護計画の内容については、利用者またはその家族に対し説明を行います。

(7) 個人情報および秘密の保持：

当事業所および職員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する個人情報や秘密を適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示することはありません。この守秘義務は、契約期間中および契約終了後においても継続するものとします。

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に、ご契約者に事故・体調の急変等が生じた場合は、ご契約者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

(1) 事故発生時の対応：

訪問看護サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに主治医、利用者の家族および関係機関へ連絡し、適切な対応を行います。

(2) 損害賠償について：

当事業所の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

(3) 感染症および非常災害時の対応：

当事業所は、感染症の流行や地震、風水害等の非常災害が発生した場合においても、可能な限り訪問看護サービスを継続できるよう、業務継続に関する体制整備に努めます。やむを得ず訪問日時やサービス内容を変更する場合には、事前または速やかに利用者へ説明を行います。

8. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の利用者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

* 管理者：坪田 五奈美

* 電話番号 045-568-1912

* Fax 番号 045-517-2409

(2) 行政機関その他苦情受付期間

横浜市役所、各区役所でもご相談・苦情への対応を行っています。

* 横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）

TEL 045-263-8084

* 神奈川区役所 高齢・障害支援課 TEL 045-411-7019

・他の区役所の連絡先は「訪問看護 マナ」にお問合せ下さい。

* 神奈川県国民健康保険団体連合会

・介護保険相談課 TEL 045-329-3447

* 地域包括支援センターでも受け付けています。

・連絡先は「訪問看護 マナ」にお問合せ下さい。

9. 虐待防止に関する取り組み

当事業所は、利用者の人権を尊重し、虐待の防止に努めます。そのため、虐待防止に関する指針の整備、体制整備および職員研修を行います。

(1) 身体拘束の適正化：

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束
その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う
場合には、その状況および理由を記録します。

10. ハラスメント防止について

当事業所は、職員が安心して業務に従事できる環境を整えるため、ハラスメント防
止に取り組みます。また、利用者または関係者からの不適切な言動についても、
必要に応じて適切な対応を行います。

令和 年 月 日

当事業所は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項を説明および交付しました。

事業所

法人名： 株式会社 マクアヒネ
代表者： 代表取締役 坪田 五奈美
事業所名： 訪問看護 マナ
管理者： 坪田 五奈美
説明者： 印

私は、本書面により、訪問看護 マナから訪問看護サービスについての重要事項の交付、説明を受け同意します。

本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

住 所：

氏名： 印

代理人

住 所：

氏 名： 印

(続柄)